

身体拘束適正化のための指針

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

障害のある利用者の尊厳を尊重し、適切な施設運営を進めていくために、身体拘束等の適正化に向けた取り組みや、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針のとおり示すものである。

(1). 指定障害者支援施設等における運営基準—身体拘束等の禁止

I. 「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第 48 条においては、「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」とされている。

(2). 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

I. 原則身体拘束は実施してはならない。しかし、同じく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第 48 条第 2 項においては、「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」とされている。この事より、以下 3 つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があるものとする。

① 切迫性：	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3). 当事業所における考え方

I. 身体拘束の原則禁止

i. 当事業所においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止する。

II. やむを得ず身体拘束を行う場合

- i. 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。
- ii. また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

Ⅲ. 日常の支援における留意事項

- i. 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む
 - ①. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
 - ②. 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める
 - ③. 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行う
 - ④. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない
 - ⑤. 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討をする
 - ⑥. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める

2. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1). 身体拘束適正化検討について

当事業所では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体拘束適正化検討委員会を設置する

I. 設置目的

- i. 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ii. 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- iii. 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- iv. 身体拘束廃止に関する職員全員への指導

II. 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- i. 委員会の運営責任者は理事長とし、構成員は管理者、サービス管理責任者、生活支援員等、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する
- ii. その他必要に応じ、第三者委員や利用者、ご家族も参加できるものとする

III. 身体拘束適正化検討委員会の開催

- i. 委員会は、年に1回以上開催する
- ii. 緊急時等必要ある時は、適時委員会を開催する

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する
- ・ 研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する
- ・ 新規採用時には、必ず本研修を実施する
- ・ 本研修の実施内容については記録をとり、保存することとする

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合など、全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告する。
- ・この際、管理者が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は臨時的に同委員会を招集する。

5. 身体拘束等の発生に関する対応・報告について

(1) 身体拘束記録

緊急的にやむを得ず身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて、心身の状態や内容・目的・理由・拘束時間・やむを得なかった理由などを記入し、速やかにご家族へ報告する。

(2) 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(3) 利用者本人・ご家族への説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間や期間・場所など、記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 身体拘束適正化のための指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。
- (2) 電磁的記録としてホームページに掲載し、公表する。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所内における研修以外にも地域の他法人、事業所等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する

[様式1] 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由									
身体拘束の方法 [場所、行為(部位・内容)]									
拘束の時間帯及び時間									
特記すべき心身の状況									
拘束開始及び解除の予定	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">時から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時から	年	月	日	時まで
年	月	日	時から						
年	月	日	時まで						

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所代表者氏名 _____ 印

記 録 者 _____ 印

以上

[利用者・家族の記入欄]

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日 氏 _____ 名 _____ 印

(続柄: _____)

[様式2] 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録</div>			
			様
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	会議参加者	記録者 サイン

身体拘束適正化検討委員会 組織図

※ 発見・報告の流れ 参考

